

1 防府市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき防府市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、防府市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(最低基準)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体から推薦された者をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

4 前条の各事項について、専門的分野から調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表

防府市再犯防止推進計画策定委員

区分	所属
国関係機関	山口地方検察庁 山口保護観察所 防府公共職業安定所 山口刑務所
司法関係団体	山口県弁護士会
県関係機関	山口健康福祉センター 中央児童相談所
社会福祉関係団体	防府市社会福祉協議会
地域協力団体	防府市自治会連合会 防府市民生委員児童委員協議会
民間協力団体	防府保護区保護司会 防府市更生保護女性会 防府更生保護協力雇用事業者の会
学校関係機関	防府市小学校長会 防府市中学校長会 山防地区高等学校生徒指導連絡協議会

2 用語解説

用語	説明
あ 行	
新たな住宅セーフティネット制度	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度。
SDGs（エスディーズ）	貧困、飢餓、保健、教育など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。
か 行	
矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。
刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。
検挙	検察官、警察官等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。
さ 行	
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動
住宅確保要配慮者	民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等

スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家
スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度
た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域生活定着支援センター	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関
地域包括支援センター	介護保険法に定められ各市町村に設置された、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的にを行う機関
DV	配偶者（事実婚を含む）や恋人など親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。ドメスティック・バイオレンスの略。
な 行	
認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数
は 行	
防府市総合計画	防府市自治基本条例に規定されている防府市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画。現在の計画は、第5次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。
防府市地域福祉計画（防府市地域福祉活動計画）	社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進について定めた計画。現在の計画は、第3次計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年間。防府市社会福祉協議会による防府市地域福祉活動計画と一体的に策定。
防府保護区	保護区は、一つ若しくは複数の区市町村を単位にしており、山口県内には13の保護区があり、防府保護区の区域は防府市

保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言などを行う非常勤の地方公務員
や 行	
薬物乱用対策推進本部	県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織